



女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

株式会社滋賀銀行（大津市・金融業） を認定しました（認定段階2での認定となります）。

認定企業の取組紹介

○採用に関する取組

- ・新卒採用にあたっては、個人の能力本位で選考を行うことを徹底している。
- ・なお、2019年度より、エントリーシートの性別欄を廃止している。

○継続雇用に関する取り組み

- ・育児支援諸制度の利用対象者を、「小学校4年生の始期に達するまでの子」を養育する職員まで拡大するとともに、介護休暇についても一部有給化する等、法を上回る取り組みを行っている。また、半日休暇やセレクト時差勤務など継続勤務しやすい職場環境づくりにも取り組んでいる。

○長時間労働是正のための取り組み

- ・19時以降の残業は原則禁止。
- ・毎週水曜日と、第2、第3月曜日および第2金曜日を早帰り日としており、定時退行を励行している。

○多様なキャリアコースに関する取り組み

- ・非正規社員の正社員への転換については、転換ルールを制度化し、行内へ通知の上、毎年希望者を募集し選考を実施している。
- ・再雇用制度、キャリア（経験者）採用制度についてはHP上に公開し、広く募集を行っている。

令和2年2月27日（木）
（株）滋賀銀行本店において認定通知書交付式を行いました！
右：（株）滋賀銀行 福田人事部長
左：雇用環境・均等室 平井室長



【えるぼし認定制度とは】

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク

（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。



【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190